平成２６年（フ）第７号
東京都福生市南田園２丁目16―８―510
債務者　池田　智枝（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９号
東京都北区豊島５丁目５－７―717
債務者　折戸克結記
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１号
東京都武蔵野市境南町３丁目７－４―105
債務者　小沼　正一
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２号
埼玉県白岡市高岩721―２―603
債務者　長谷川　学
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３号
埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目446―204
債務者　藤家　貴久
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６号
東京都葛飾区奥戸７丁目１―17　ル・クレール７―102
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目13―24―607
債務者　梁　　成勲
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２５号
神奈川県藤沢市石川635番地の９　めぐみビル303号室
債務者　露木　智恵
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９４号
釧路市大楽毛西２丁目２番12号　ひまわりはいつ３号
債務者　丸平古川肉店こと　古川　平八
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２１４号
釧路市鶴野東３丁目15番４号
債務者　福士恵里子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２１６号
釧路市鳥取大通４丁目７番13号
債務者　杣田　信子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２１５２号
神奈川県茅ヶ崎市赤松町11番49号　コースト茅ヶ崎101
債務者　中村　　忍
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４１５号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目111番地、前住所福岡県筑紫郡那珂川町大字不入道255番地８
破産者　東　　賢作
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０５号
福岡市中央区輝国２丁目16番30―109号
破産者　原　　浩一
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４８号
福岡市中央区平尾５丁目８番36―404号
破産者　立石　　茂
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３３号
札幌市東区北26条東10丁目３番25―106号
破産者　鈴木　澄子
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部